

京都府立鳥羽高等学校（定時制）学校生活の規則

生徒指導について

本校の教育目標や具体的方針にしたがって、生徒諸君が有意義で充実した定時制高校生活を送ることを期待しています。授業はもとより、HR活動や生徒会活動や部活動などに積極的に参加し、仲間とともに学び合うことが大切です。

高校は、義務教育ではありません。自らの意志で高校進学を決めた人たちが、責任と自覚を持ち、授業を受け、生活する場です。特に定時制では、経験や年齢も違う生徒が、さまざまな思いや考えをもって学んでいます。中には高齢となってもなお、勉学に励んでいる生徒もいます。みな本校の大切な生徒です。

一人一人が充実した高校生活を送るためには、まず第一にお互いの人権を尊重する生活態度が必要です。また、守らなければならないマナーやルールがあります。例えば、喫煙習慣のある20歳以上の生徒でも校内及び学校周辺では禁煙となっており、守れない場合は、指導の対象となります。また、暴力行為などは、進路変更を含めた厳しい指導を行います。

次に、働きつつ学ぶ生活は、時間的にも、肉体的にも、精神的にも大変なことです。昼間の時間をどのように過ごすかが課題となります。よく、「仕事（アルバイト）を辞めると学校をさぼってしまう。」と先輩が言います。ちょっと考えると、逆のように思われますが、実は、『規則正しい生活が崩れると学校をさぼってしまう。』との意味なのです。自分の目標に合わせた一日の計画を立て、規則正しい生活を送るように努力してください。なお、生徒諸君が守る主な項目を以下に挙げておきます。本校の生徒として自覚ある行動を期待します。

1 暴力・暴言・いじめの否定

いかなる理由があっても暴力・暴言やいじめをしてはならない。

- (1) けんか、弱いものいじめ、脅迫などをしてはならない。（LINEなどのSNSを使用したいじめや中傷はしてはならない。）
- (2) 誰に対しても暴言を吐いたり、脅迫的な言動や行動をしてはならない。

2 授業の態度について

授業中は、教科書、ノート等を机に出し、先生の指示に従うこと。

下記のような行為をしてはならない。

- (1) 授業中、教室を無断で出入りする。
- (2) 雑誌類を見たり、スマートフォン・携帯音楽機器やゲーム機等を使用する。（スマートフォン・携帯電話の電源は必ず切っておく）
- (3) 座席を立ってうろうろする。
- (4) 授業を妨害（私語など）する。
- (5) ガムをかんだり、飲食したりする。
- (6) 先生の注意・指示に対し、無視または反抗し指導に従わない。

※ その他、どのような場合でも、他人の学習の妨げとなる行為をしてはならない。

3 バイク・自動車通学の全面禁止

バイク・自動車による通学は、全面的に禁止する。

学校周辺で通学時間帯にバイク・自動車に乗車または、不法駐車・駐輪を発見した場合も、「バイク・自動車通学」とみなして指導の対象とする。

4 喫煙・飲酒・薬物使用の禁止（学校敷地内全面禁煙）

20歳未満の者は、学校の内外を問わず、喫煙・飲酒をしてはならない。

たとえ20歳以上の者であっても、校内及び学校周辺で通学時間帯に喫煙をしてはならない。

また、飲酒をして登校してはならない。当然、大麻・危険ドラッグ等の薬物を使用してはならない。

5 器物破損行為の禁止

学校の設備・備品は大切に扱い、破損行為をしてはならない。

6 二足制の遵守

本校では、上履き、下履きの二足制をとっている。したがって、その区別を厳格に守ること。なお、体育館シューズは、体育館のみで使用する。

7 不正喫食の禁止

食券を持たない者は、食堂を利用してはならない。不正に利用した場合は、指導の対象とし、食堂への入室を禁止する。

8 その他

(1) 道路交通法や交通ルールを守り登校・下校すること。

(2) 食堂には必ず上履きで入室し、喫食のマナーを守る。また、大声を出したり、長居したりしない。

(3) 職員室へは、用事がない場合は入室しない。

(4) 全日制が主に使用している校舎（1棟～4棟）の中には、原則立ち入らない。

(5) 周辺の私有地に立ち入ったり、道路等でたむろしてゴミを散乱させるなど、近隣の住民に迷惑をかける行為をしない。

(6) 落とし物を拾ったり、物品を紛失したら教職員に届け出ること。

(7) 貴重品は自己管理につとめる。なお、着替え等でやむを得ない場合は、担任（教科）の先生等に預かること。

以上のことからやその他の校則に違反する行為に対しては、指導を行います。

特に、暴力（暴言）、いじめ、薬物使用、窃盗等の行為に対しては、厳しい指導を行います。

また、登校しているにもかかわらず授業に定着できない生徒に対しても、特別に指導を行います。